

事務室への立ち入りに関するお願い

増毛町では皆さんの大切な個人情報を守るため、増毛町個人情報保護条例を定めています。

この個人情報の保護のひとつとして、一部の課では既に行っていましたが、町職員以外の事務室への立ち入りを制限させていただくこととしました。

各担当係の窓口及びカウンターでご用件をお伝え下さい。

皆様のご理解ご協力をお願いします。

・ 生命保険外交員、銀行員の皆さんへ

休憩時間を含め、事務室に入っのチラシ、新聞等の配布を全面的に禁止します。

・ 関係業者の皆さんへ

休憩時間を含め、町民課、税務課の事務室への立ち入りを禁止します。

(総務課庶務係)